

議案第77号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部中旧西吾嬬小学校及び旧曳舟中学校跡地大学誘致選定審査会の項を削り、すみだ共生社会推進センター運営委員会の項の次に次のように加える。

墨田区スポーツ計画推進協議会	スポーツ計画の推進等に係る協議に関すること。
----------------	------------------------

別表 1 区長の附属機関の部中区内循環バス運行検討会の項を削り、墨田区予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

墨田区地域公共交通活性化協議会	地域公共交通計画の作成及び推進等に係る協議並びに区内循環バスの運行に係る調査及び検討に関すること。
-----------------	---

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

旧西吾嬬小学校及び旧曳舟中学校跡地大学誘致選定審査会及び区内循環バス運行検討会を廃止するほか、墨田区スポーツ計画推進協議会及び墨田区地域公共交通活性化協議会を区長の附属機関として設置する必要がある。